

# 園芸作物施設等整備導入支援事業補助金 (鳥獣被害対策資材導入支援事業)

## 概要

農家の経営に打撃を与えるアライグマ等による作物の食害を防止するための電気柵等の導入を支援します。

## 対象者

出荷・販売を目的に果樹、野菜(果実的野菜、果菜類、葉茎菜類(鱗茎類を除く))を生産する生産者

## 対象事業／対象経費

電気柵資材(バッテリー、通電ワイヤー、支柱など)、物理柵資材(防獣ネット、防獣フェンスなど)

## 補助率(上限など)

補助対象経費の1/2以内、1件当たりの補助額10万円以内(スイートコーン及びかぼちゃの防除に限り最大30万円)

## その他

原則、旭川青果物生産出荷協議会及び東神楽蔬菜研究会などの生産者団体を通じた申請が必要です。